

# 特定都市河川の 指定要件・指定範囲について

令和5年3月24日  
第2回逢瀬川流域水害対策検討会  
第2回谷田川流域水害対策検討会

# 1. 改正法の概要 (指定要件の見直し)

## 特定都市河川の指定要件の見直し ～地方部を含む全国の河川に拡大～

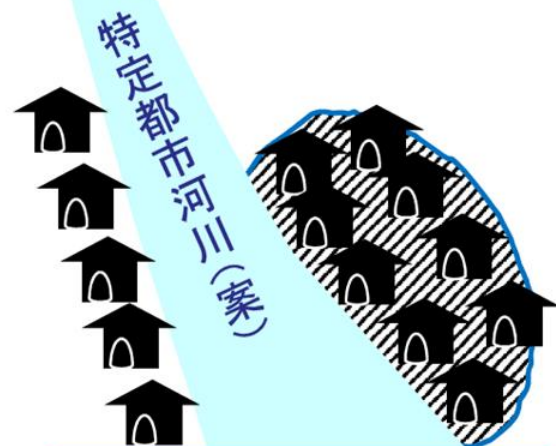
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件<sup>(※)</sup>である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

### 【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

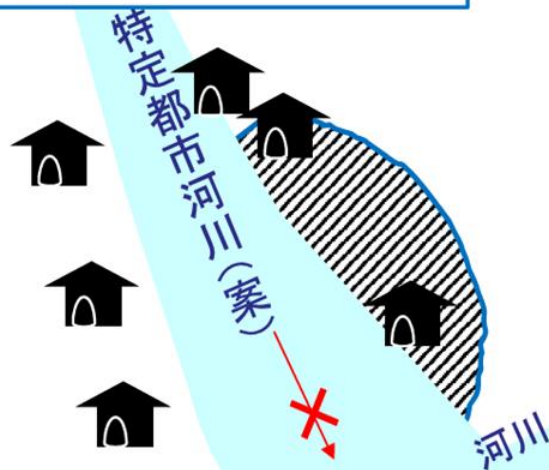
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

### ①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

### ②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

### ③周辺地形その他の自然的条件



狭隘部により流下困難  
その他地質、自然条件等

指定要件が追加

## 2. 逢瀬川における指定要件の整理

# 2. 逢瀬川における指定要件の整理

## ○特定都市河川 指定要件との関係

1. 都市部を流れる河川：市街化区域等（家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む）の人口・資産が集積した区域を流れる河川

YES ↓ 市街化区域を流れる河川

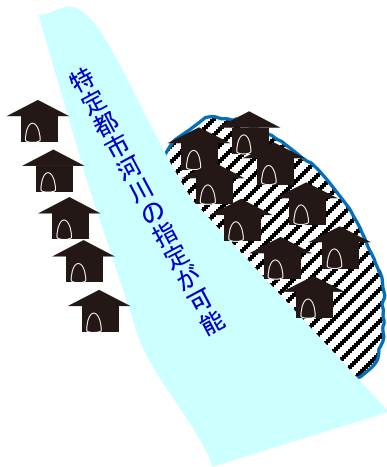
2. 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ：水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象河川

YES ↓ 洪水浸水想定区域を公表済

3. 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が、「市街化の進展」又は「当該河川が接続する河川の状況」若しくは「当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」により困難

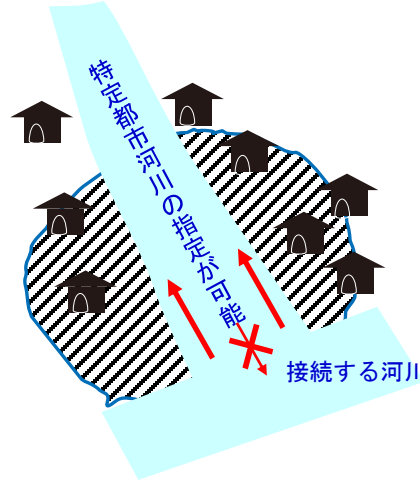
### ①市街化の進展

流域内の可住地における市街化率が概ね5割以上であり市街化が著しく進展



### ②接続する河川の状況

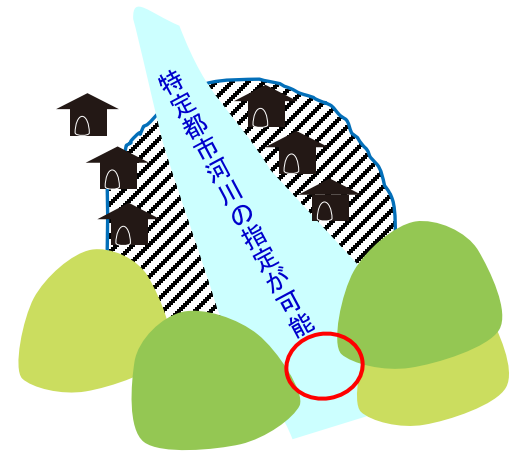
接続する河川の水位が高い際、接続する河川からのバックウォーターや支川からの排水困難



YES ↓ 接続する河川(阿武隈川)のバックウォーターの影響を受ける

### ③自然的条件の特殊性

地形(狭窄部、天井川)や地質等により河道拡張が困難。潮位変動の影響により排水困難



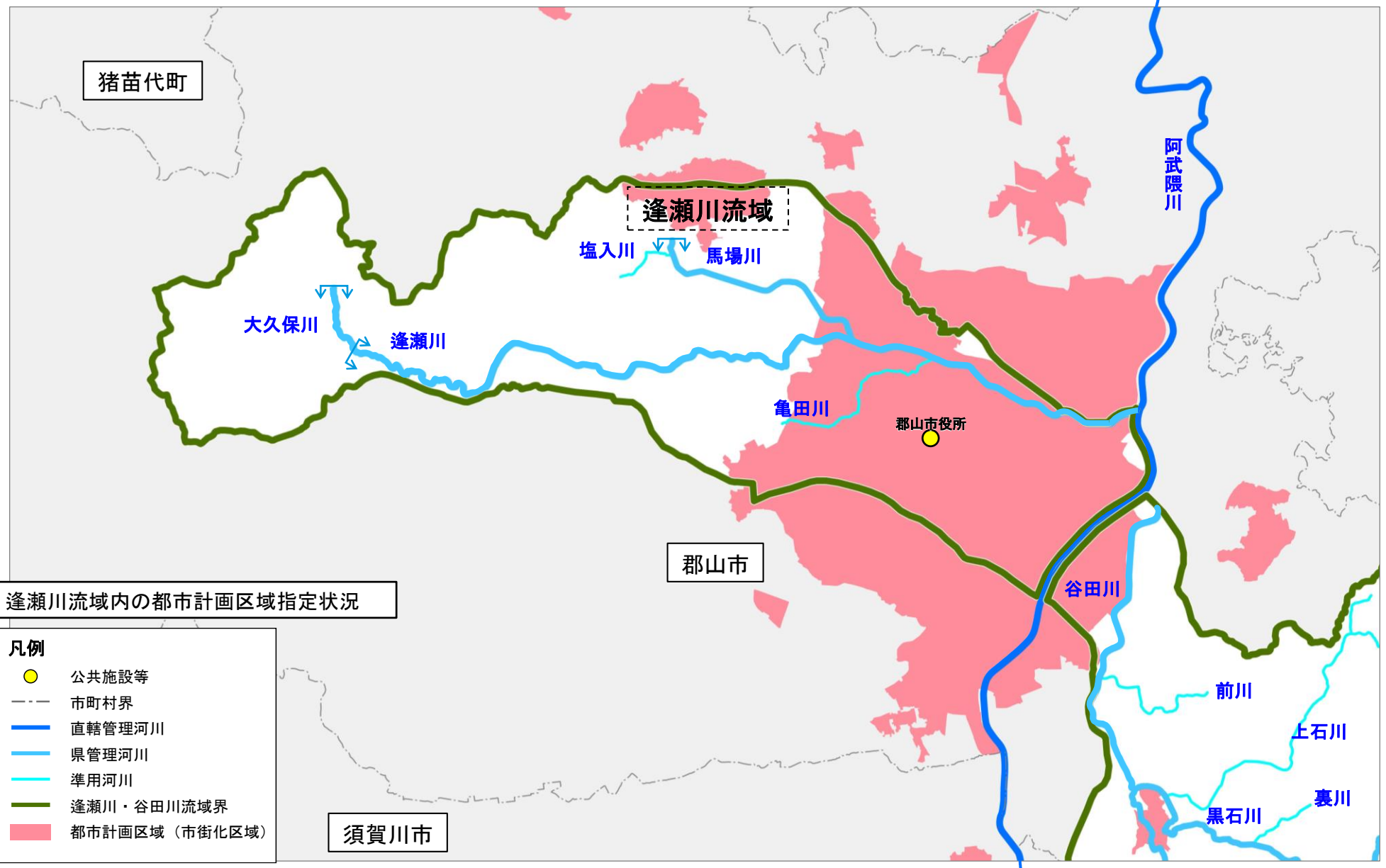
特定都市河川指定によらない流域治水の推進

特定都市河川指定による流域治水の推進

# 指定要件1：都市部を流れる河川

市街化区域等（家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む）の人口・資産が集積した区域を流れる河川

・逢瀬川は、市街化区域を流れている河川である。

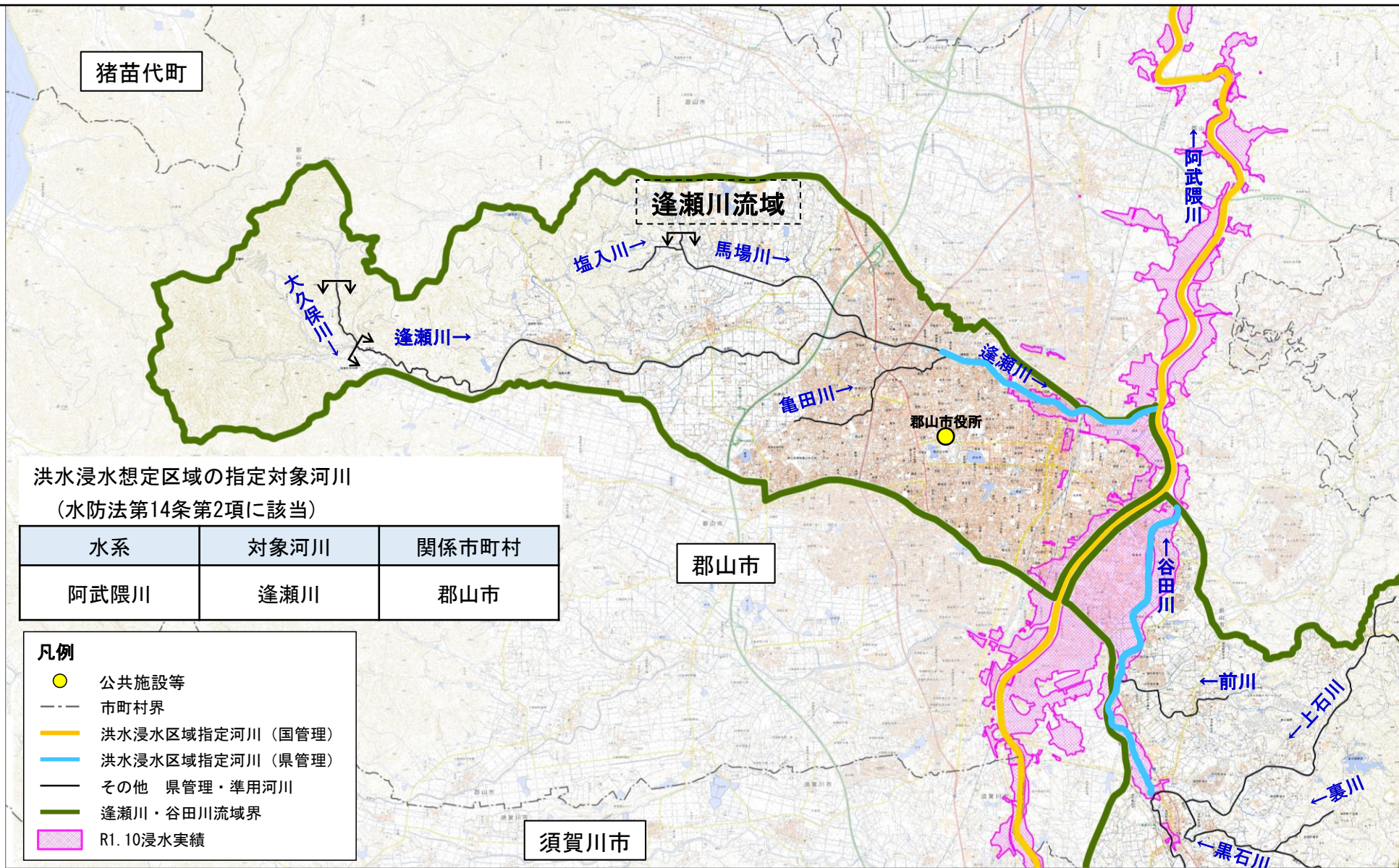




# 指定要件2: 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象河川

・水防法第14条第2項に該当する洪水浸水想定区域について、逢瀬川では、平成30年8月に、想定最大規模の洪水浸水想定区域図が公表されている。





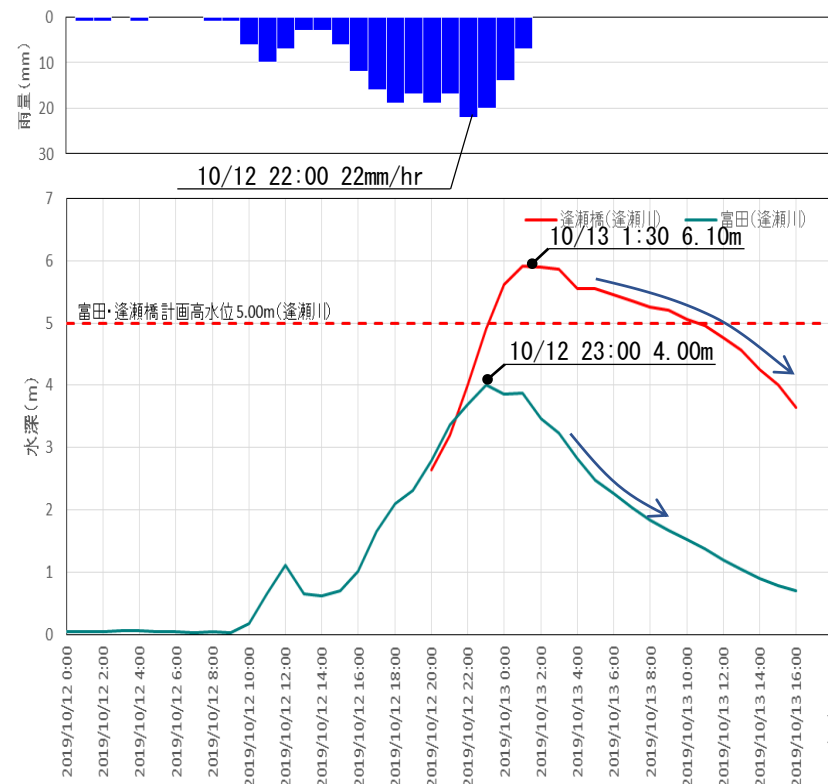
## (2) 逢瀬川の水位

- 逢瀬川富田水位観測所のピーク水位は10/12 23時に4.00mを記録している。これは計画高水位5.00mより1m下回っているものであった。また、多田野雨量観測所のピーク雨量を記録した10/12 22時とほぼ同時期であることがわかる。
- 富田水位観測所の下流に位置する逢瀬橋水位計の最高水位は10/13 1時30分に6.10mを記録し、計画高水位5.00mを1.1m上回っていた。また、最高水位からの低下の仕方が富田水位観測所より緩やかであることから、逢瀬川上流からの洪水の流れと異なっていることがわかる。



【参照】福島県河川流域総合情報システム

多田野雨量観測所及び富田・逢瀬橋水位観測所位置図





# 指定要件3: 接続する河川の状況

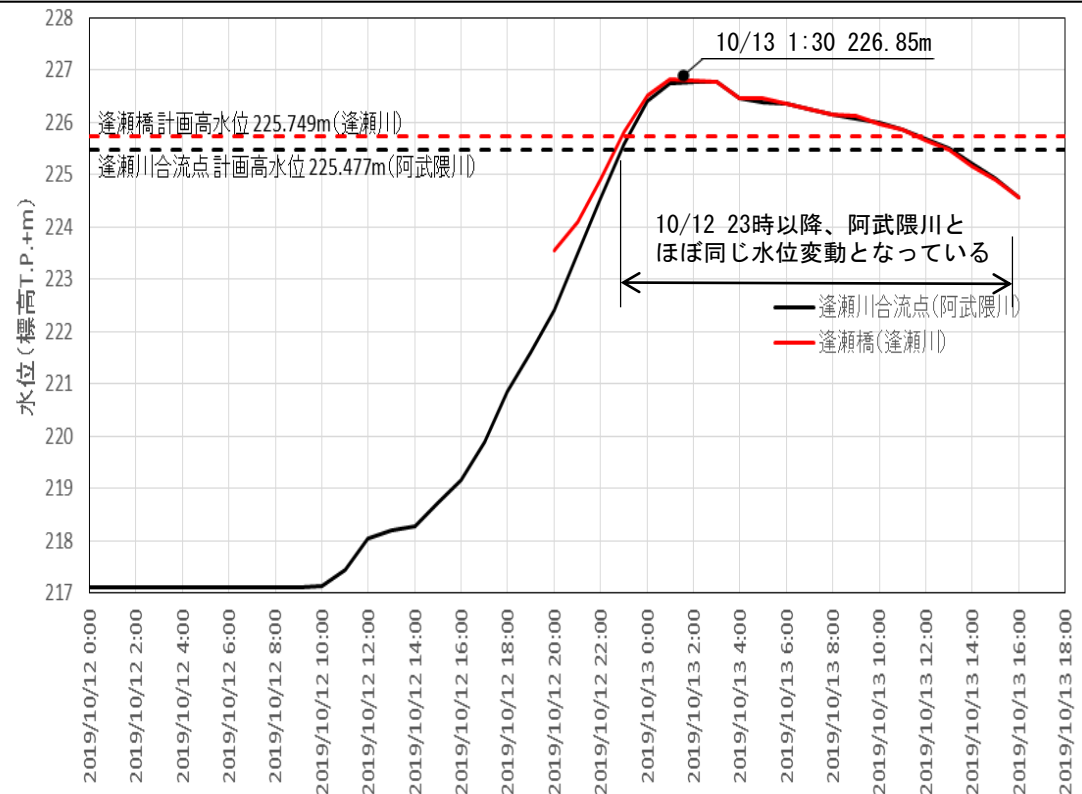
## (3) 逢瀬川と阿武隈川の水位の関係

- 逢瀬川と阿武隈川合流点の水位（標高値）を比較すると、阿武隈川が計画高水位を超過した10/12 23時以降、逢瀬川とほぼ同じ水位変動となっており、逢瀬川と阿武隈川の水位が連動している状況であった。
- このことから、阿武隈川のバックウォーターの影響が咲田橋上流付近まで生じ、逢瀬川の水位が上昇したことが明らかである。



【参照】福島県河川流域総合情報システム

逢瀬川・阿武隈川水位観測所位置図



※逢瀬川合流点の水位は、逢瀬川のHWL計算水位から推定

阿武隈川と逢瀬川の水位関係

### 3. 谷田川における指定要件の整理

# 3. 谷田川における指定要件の整理

## ○特定都市河川 指定要件との関係

1. 都市部を流れる河川：市街化区域等（家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む）の人口・資産が集積した区域を流れる河川

YES ↓ 市街化区域を流れる河川

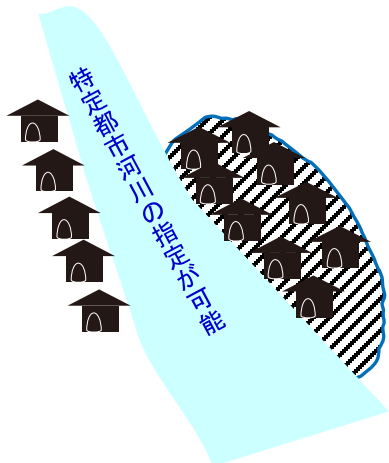
2. 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ：水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象河川

YES ↓ 洪水浸水想定区域を公表済

3. 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が、「市街化の進展」又は「当該河川が接続する河川の状況」若しくは「当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」により困難

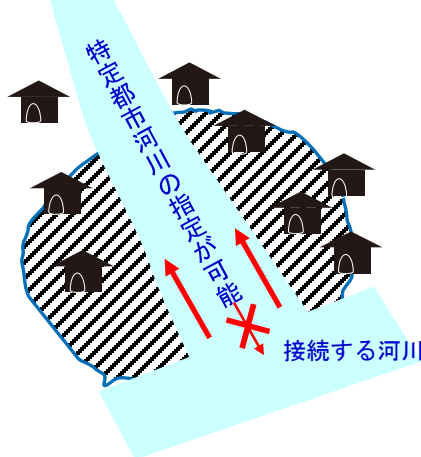
### ①市街化の進展

流域内の可住地における市街化率が概ね5割以上であり市街化が著しく進展



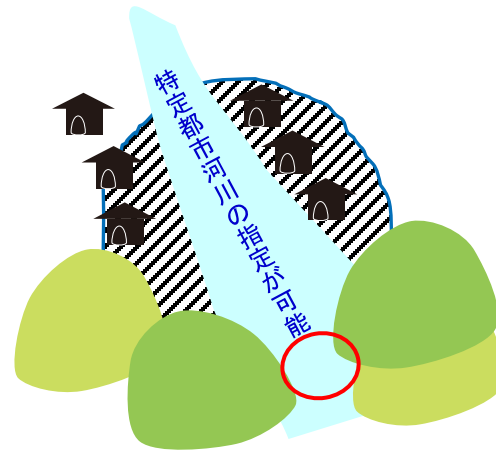
### ②接続する河川の状況

接続する河川の水位が高い際、接続する河川からのバックウォーターや支川からの排水困難



### ③自然的条件の特殊性

地形(狭窄部、天井川)や地質等により河道拡張が困難。潮位変動の影響により排水困難



YES ↓ 接続する河川(阿武隈川、大滝根川)のバックウォーターの影響を受ける

特定都市河川指定による流域治水の推進

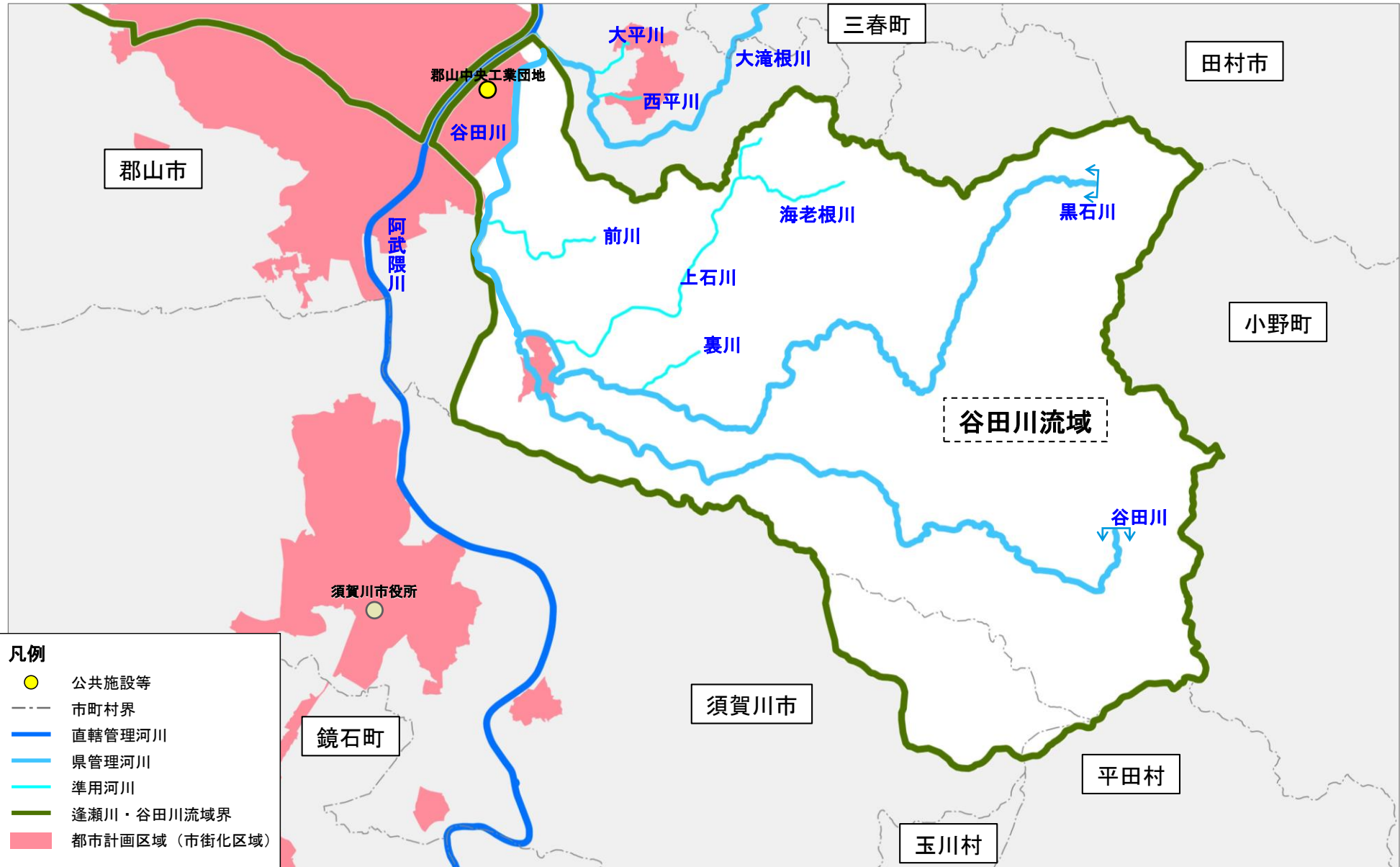
特定都市河川指定によらない流域治水の推進



# 指定要件1：都市部を流れる河川

市街化区域等（家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む）の人口・資産が集積した区域を流れる河川

・谷田川は、市街化区域を流れている河川である。

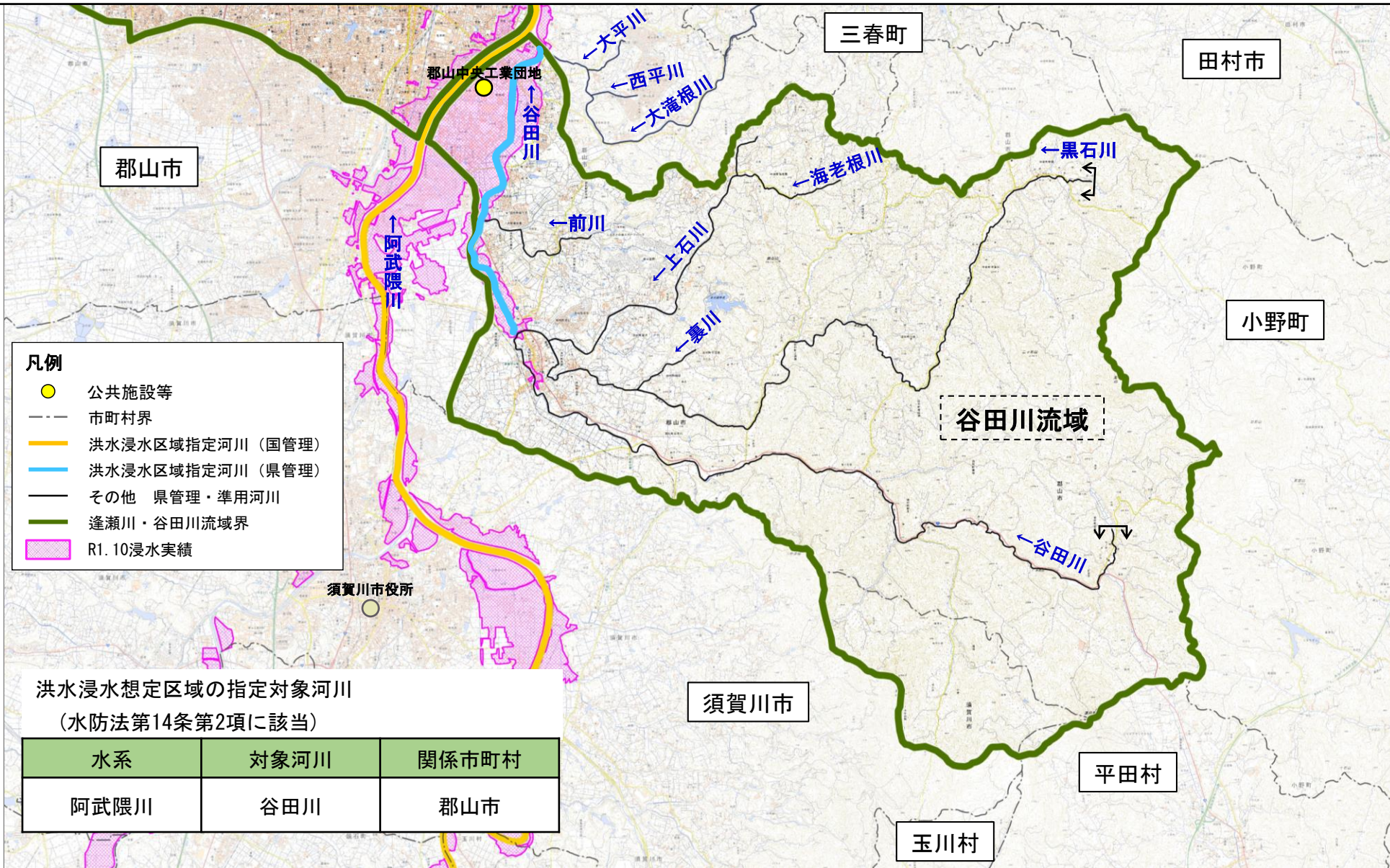




# 指定要件2: 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象河川

・水防法第14条第2項に該当する洪水浸水想定区域について、谷田川では、令和3年11月に、想定最大規模の洪水浸水想定区域図が公表されている。

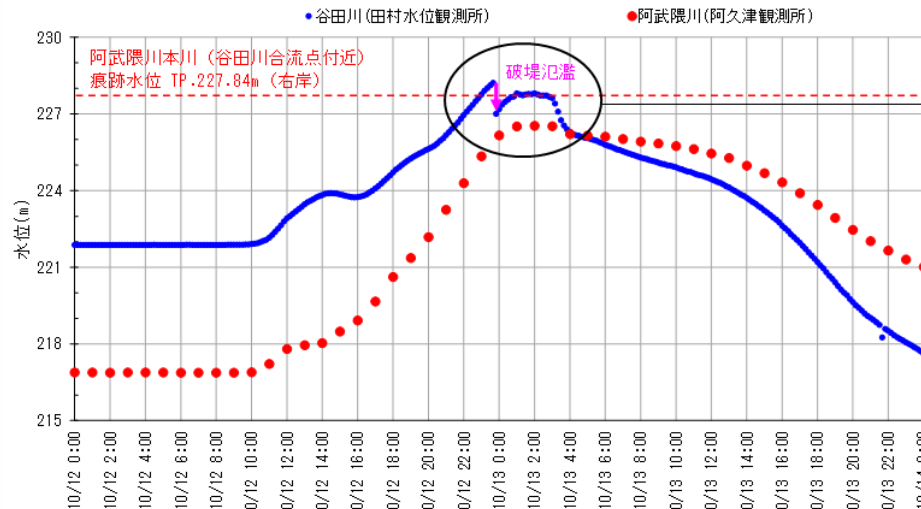


# 指定要件3: 接続する河川の状況

- 令和元年東日本台風では、福島県内の基準観測所全てで既往最高水位を観測。  
谷田川合流点下流に位置する阿久津水位観測所では、HWL(計画高水位)を超過し、支川からの排水が困難な状況であった。
- 谷田川(田村観測所)の水位を見ると、阿武隈川(阿久津観測所)の水位波形と類似している。また、破堤後の谷田川(田村観測所)の水位が、阿武隈川本川(谷田川合流点付近)の痕跡水位と同程度となっていることから、阿武隈川のバックウォーターの影響を受けている。

令和元年東日本台風に伴う出水時の水位状況

観測所名	伏見	福島	二本松	本宮	阿久津	須賀川	八木田
読み	ふしぐろ	ふくしま	にほんまつ	もとみや	あくつ	すかがわ	やぎた
水系名	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川
河川名	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	荒川
位置	右66.10K	左77.10K	右106.60K	左118.10K	右133.60K	左147.90K	左140K
計画高水位	7.27	6.56	13.18	9.29	8.68	7.99	3.46
所在地	福島県伊達市伏見	福島県福島市杉妻町	福島県二本松市安達ヶ原	福島県本宮市大字下町	福島県郡山市大字阿久津	福島県須賀川市大字江持	福島県福島市須川町
計画高水位	7.27	6.56	13.18	9.29	8.68	7.99	3.46
はん濫危険水位	5.00	5.40	10.40	7.90	7.90	7.70	2.00
避難判断水位	4.50	5.10	10.10	6.30	6.80	7.10	1.30
はん濫注意水位	4.00	4.00	6.50	5.00	5.50	4.50	1.20
水防団待機水位	3.00	3.00	5.50	4.00	4.00	3.50	0.50
既往最高	昭和23年9月17日	昭和61年8月5日	平成23年9月22日	昭和16年7月23日	平成23年9月21日	昭和16年7月23日	平成1年8月6日
	6.00	5.90	11.57	9.63	9.20	9.00	2.50
R1.10.12洪水	令和元年10月13日 1:30	令和元年10月13日 3:20	令和元年10月13日 4:50	令和元年10月13日 2:10	令和元年10月13日 1:30	令和元年10月13日 7:20	令和元年10月12日 23:10
	6.34	6.43	12.80	9.73	10.01	9.61	2.55
	既往 1位	既往 1位	既往 1位	既往 1位	既往 1位	既往 1位	既往 1位



計画高水位を133cm超過

※ 10月14日時点の10分データでの整理

破堤後の水位が、阿武隈川本川(谷田川合流点付近)の痕跡水位と同程度となっており、阿武隈川のバックウォーターの影響を受けている。



## 4. 特定都市河川の指定範囲

# 特定都市河川流域の指定範囲(ガイドライン)

- 特定都市河川流域の指定に当たっては、当該水域が流域治水に係る施策を講じる区域であることを踏まえ、下水道の排水区域を含む降雨が当該特定都市河川に流出する「**集水域**」、そして当該特定都市河川からの氾濫が想定される「**氾濫想定区域**」について指定する。

## 『集水域』

集水域とは、ある地点において自然の地形、または、下水道による排水にしたがって雨水が集まる範囲で判断する。降雨規模により他流域からの流入がある場合は、1/10の確率降雨時に自然に雨水が集まる範囲で判断する。

なお、取水を目的とする導水路等により他の流域から人為的に集水する区域は、特定都市河川流域には含まれない。また、特定都市河川流域は、特定都市河川として指定する区間の最下流端に係る集水域及び同区間からの氾濫想定区域を一括して指定するものであり、例えば、集水域の一部のみを指定することはできない。

## 『下水道の排水区域を併せて指定する理由』

特定都市河川流域では、河川整備との関連により、雨水の河川への放流量が制約を受けていることを原因とする内水被害の解消についても目指すべきとされており、内水対策も含めた浸水被害対策を講じることとしている。このため、下水道の排水区域を含め特定都市河川流域として指定する。

一方で、当該特定都市河川以外に排水する下水道の排水区域がある場合は、同様の考え方に基つき、当該水域は特定都市河川流域に含まない。

## 『氾濫想定区域の指定』

「流域治水」の推進においては、河川区域と集水域のみならず、氾濫域も含めて一つの「流域」として捉え、氾濫域における対策も講じることとしており、氾濫想定区域も含めて特定都市河川流域を指定することを基本とする。一方で、氾濫想定区域のうち、集水域を越える区域がある場合は、当該区域内における雨水浸透阻害行為は許可の対象外とする必要がある。

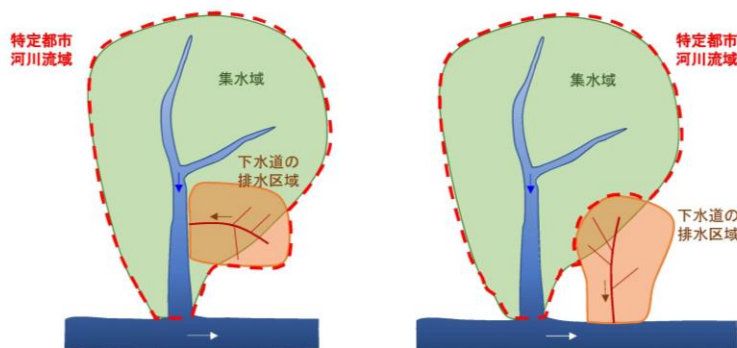


図 2-5 下水道の排水区域を考慮した指定イメージ

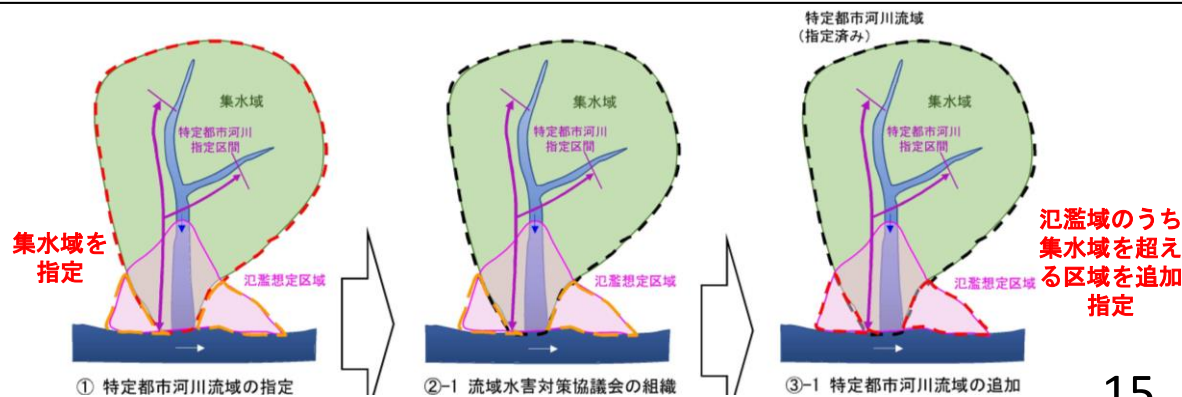


図 2-7 氾濫想定区域の特定都市河川流域への指定手順の例 (イメージ)



# 逢瀬川 特定都市河川の指定流域(案)

## 集水域 (案)



### 『指定における流域界の決定(ガイドライン)』

特定都市河川流域に指定された土地の区域内における雨水浸透阻害行為は、**特定都市河川流域の指定後、直ちに許可の対象**となる。このため、特定都市河川流域を指定する際の**流域界は、精緻に定めることが重要**となる。

### 【今後の対応】

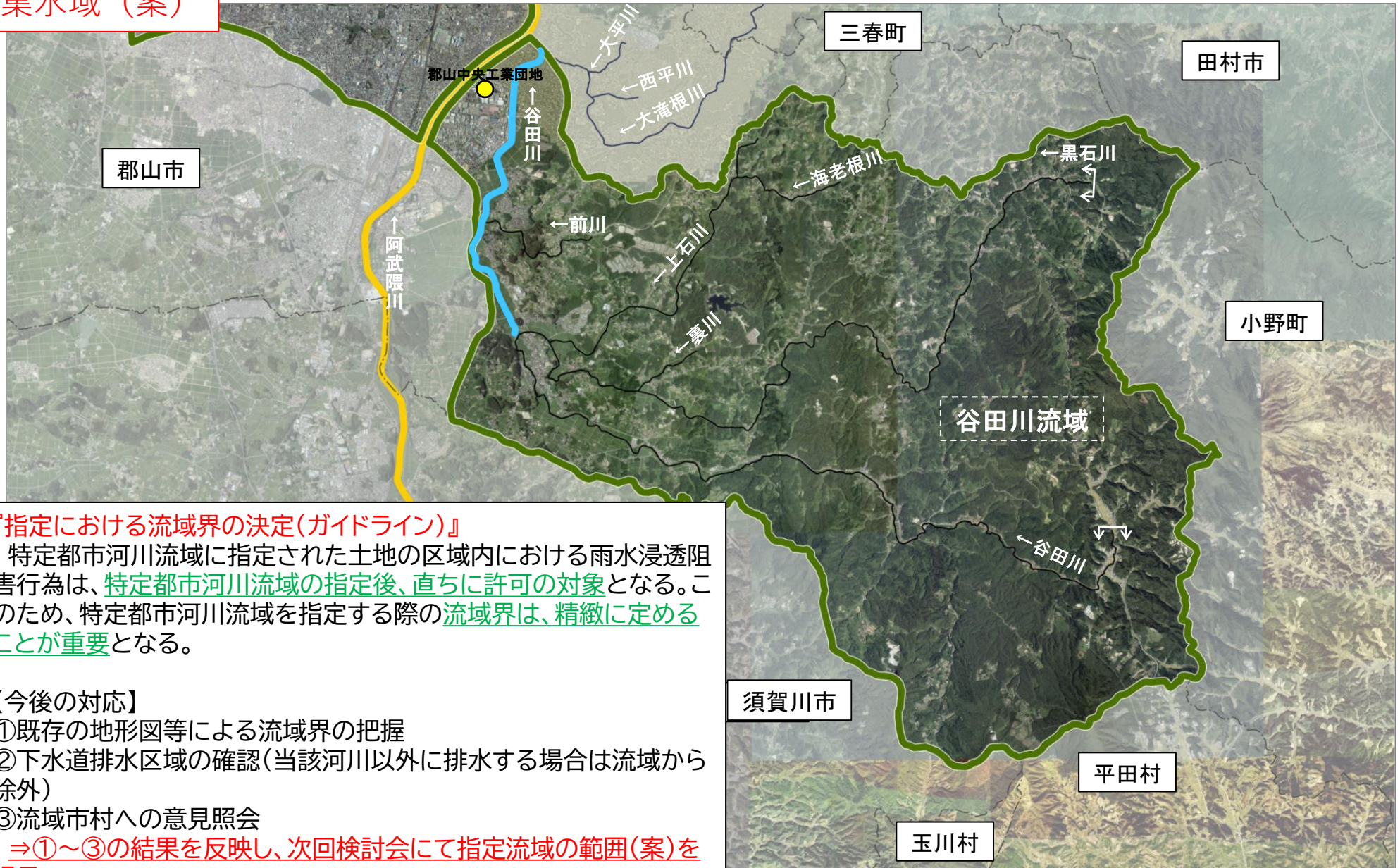
- ①既存の地形図等による流域界の把握
- ②下水道排水区域の確認(当該河川以外に排水する場合は流域から除外)
- ③流域市村への意見照会

⇒①～③の結果を反映し、次回検討会にて指定流域の範囲(案)を提示



# 谷田川 特定都市河川の指定流域(案)

## 集水域 (案)



### 『指定における流域界の決定(ガイドライン)』

特定都市河川流域に指定された土地の区域内における雨水浸透阻害行為は、特定都市河川流域の指定後、直ちに許可の対象となる。このため、特定都市河川流域を指定する際の流域界は、精緻に定めることが重要となる。

### 【今後の対応】

- ①既存の地形図等による流域界の把握
- ②下水道排水区域の確認(当該河川以外に排水する場合は流域から除外)
- ③流域市村への意見照会

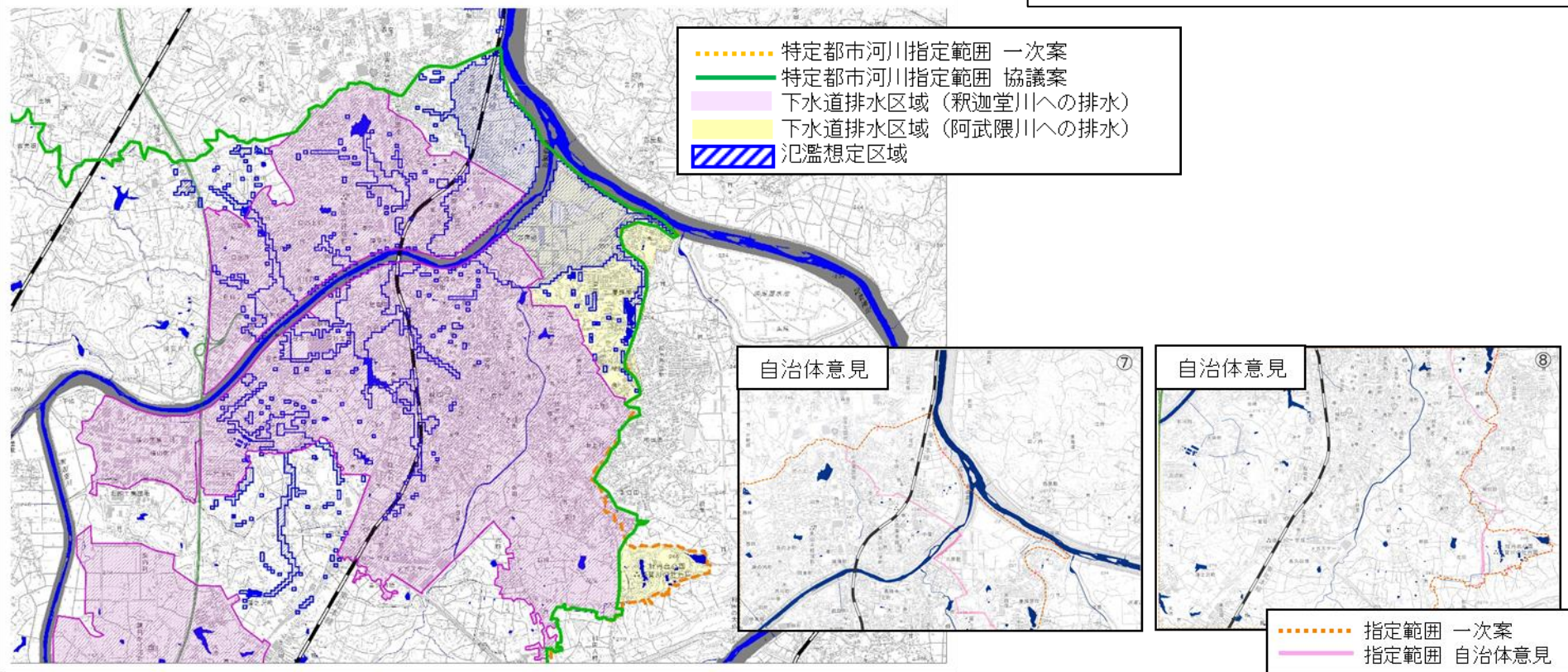
⇒①～③の結果を反映し、次回検討会にて指定流域の範囲(案)を提示



# 【参考】釈迦堂川における指定流域の検討結果

○下水道排水区域を踏まえ指定流域を検討した事例

第2回釈迦堂川流域水害対策検討会資料から抜粋



## 指定範囲に対する意見

下水道排水区域を根拠に、特定都市河川の指定範囲を修正したい。

## 意見に対する回答

芦田塚排水区の一部が氾濫域に含まれる。特定都市河川指定要件である氾濫域は、特定都市河川の指定範囲としたい。  
 中央排水区の一部が、指定範囲に含まれていないため、指定範囲に含ませる。  
 中央4号幹線付近については、下水道排水が釈迦堂川流域に流れ込まないため、指定範囲から除外する。